

士別市技能功労者表彰要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、永く同一の技能職に従事し、本市の産業発展に功労顕著な技能者を市長が表彰するため、必要な事項を定めるものとする。

(表彰基準)

第2条 表彰の対象者は、次の各号に定める基準を満たす者とする。

- (1) 本市に10年以上居住する者
- (2) 同一職種に25年以上の経験を有し、現に当該職種に就業している者
- (3) 職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)に基づく技能士資格又は技能士資格と同等以上の資格を有している者
- (4) 本市の産業発展に貢献し、当該技能を通じ後継技能者の養成に寄与した実績を有する者
- (5) 勤務成績が優秀で、かつ他の模範と認められる者
- (6) 市税を完納している者又は市税納付誓約書に基づき納税を遵守している者

(技能職種の範囲)

第3条 表彰の対象となる職種は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 職業能力開発促進法施行令(昭和44年政令第258号)に定める別表の職種
- (2) 前号に定めるもののほか、市長が特に認める職種

(選考の方法)

第4条 被表彰者を選考する機関として士別市技能功労者表彰選考委員会(以下「委員会」という。)を置く。

- 2 委員会は、委員7人以内をもって組織し、その都度市長が委嘱する。
- 3 被表彰者は、士別商工会議所、朝日商工会、技能士会、同業種組合、自治会等から推薦書(様式第1号)及び推薦調書(様式第2号)による推薦のあった者について選考する。

(表彰)

第5条 表彰は毎年11月に行なう。ただし、都合により他の時期に行なうことができる。

- 2 市長は、被表彰者に表彰状及び記念品を贈る。

(表彰の取消し)

第6条 市長は、受賞者が本人の責めに帰すべき行為によって著しく名誉を失い、受賞者として不相当と認めるときは、委員会の同意を得て表彰を取り消し、表彰状及び記念品を返納させるとともに、表彰者名簿から抹消するものとする。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年9月1日から施行する。ただし、第2条第1号の規定にかかわらず合併前の朝日町に居住している期間は通算する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 9 月 1 日から施行する。

職業能力開発促進法施行令（昭和 44 年政令第 258 号）に定める別表の職種

ウェブデザイン、キャリア・コンサルティング、ピアノ調律、ファイナンシャル・プランニング、知的財産管理、金融窓口サービス、接客販売、着付け、ホテル・マネジメント、レストランサービス、フィットネスクラブ・マネジメント、ビル設備管理、園芸装飾、造園、さく井、金属溶解、鋳造、鍛造、金属熱処理、粉末冶金、機械加工、放電加工、金型製作、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、めつき、アルミニウム陽極酸化処理、溶射、金属ばね製造、ロープ加工、仕上げ、切削工具研削、機械検査、ダイカスト、機械保全、電子回路接続、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、プリント配線板製造、自動販売機調整、産業車両整備、鉄道車両製造・整備、時計修理、光学機器製造、複写機組立て、内燃機関組立て、空気圧装置組立て、油圧装置調整、縫製機械整備、建設機械整備、農業機械整備、冷凍空気調和機器施工、染色、ニット製品製造、婦人子供服製造、紳士服製造、和裁、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製、機械木工、家具製作、建具製作、紙器・段ボール箱製造、製版、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、陶磁器製造、石材施工、パン製造、菓子製造、製麺、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、みそ製造、酒造、情報配線施工、建築大工、枠組壁建築、かわらぶき、とび、左官、築炉、ブロック建築、エーエルシーパネル施工、タイル張り、畳製作、配管、厨房設備施工、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、樹脂接着剤注入施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、カーテンウォール施工、サッシ施工、自動ドア施工、バルコニー施工、ガラス施工、ウエルポイント施工、テクニカルイラストレーション、機械・プラント製図、電気製図、化学分析、金属材料試験、貴金属装身具製作、印章彫刻、ガラス用フィルム施工、表装、塗装、路面標示施工、塗料調色、広告美術仕上げ、義肢・装具製作、舞台機構調整、工業包装、写真、調理、ビルクリーニング、ハウスクリーニング、産業洗浄、商品装飾展示、フラワー装飾